

|          |          |  |
|----------|----------|--|
| 提出<br>順番 | No.<br>7 | 令和 4 年 11 月 25 日<br>午前・ <del>午後</del> / 時 30 分受領 |
|----------|----------|--|

令和 4 年 11 月 25 日

幕別町議会議長 寺林 俊幸 様

幕別町議会議員 荒 貴賀 

## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

| 質 問 事 項             | 質 問 の 要 旨   |
|---------------------|---|
| <p>1 学校給食費の無償化を</p> | <p>新型コロナウイルスの感染拡大で子どもたちに感染が広がり、学校現場は対応に追われ、先行きが不透明な状況が続いています。</p> <p>また、長らく労働者の賃金が上がらない中で、急激な物価高騰が保護者の家計を圧迫しています。とりわけ保護者が負担する学校給食費は、小学校で年約 4.8 万円、中学校では年約 5.8 万円と、副教材費など義務教育にかかるさまざまな費用の中で最も重い負担となっています。</p> <p>加えて、急激な物価高によって、給食の食材費が高騰し、現場では「安い食材に偏らざるを得ず、多彩なメニューが組めなくなった」、「デザートのお菓子を小さくしている」、「今の単価では給食が不可能になる」等の事態が全国的に課題ともなっています。全国で給食費の無償化を実施しているのは 82 自治体、給食費の一部を補助している自治体が 424 自治体になっています（2017 年文科省調査）。十勝では現在、4 自治体が学校給食費を無償化し、このほか更別村が物価高騰対策として実施の報道がなされ、色々な形で広がり続けています。</p> <p>また、全国では第 3 子以降の補助に踏み出した自治体も多くあります。文科省は国会答弁で「学校給食法は給食費の補助を禁止する意図はなく、自治体の判断での全額補助を否定しない」と答えています。保護者負担の軽</p> |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <p>2 就学援助の拡充を</p> | <p>減を図り、子育て支援がさらに充実したまににするため給食費の無償化を実施すべきであり、以下について伺います。</p> <p>(1) 給食費の無償化に必要な予算は。</p> <p>(2) 道内だけでも 33 自治体で無償化を実施している、少子化対策、子育て支援として町も実施すべき。</p> <p>(3) 国は「義務教育は無償」を定めた憲法第 26 条に則して、学校給食の無償化を推進すべき。</p> <p>就学援助は学校教育法第 19 条に基づき実施している制度で、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し必要な援助を行うもので、就学援助の支給対象基準の設定は、各市町村の裁量にゆだねられており、本町においては、生活保護世帯と生活保護基準の 1.3 倍未満の収入等を対象としています。生活保護基準は度々引き下げられていますが、本町においては、2012 年の基準額を適用して制度を運用しているとお聞きします。</p> <p>消費税の引き上げ、物価の上昇、可処分所得の減少で町民を取り巻く経済環境はより厳しくなっています。こうした中、就学援助の支給対象基準を引き上げることは教育環境を整えるために必要です。就学援助の生活保護基準の 1.5 倍への引き上げを求め、以下の点を伺います。</p> <p>(1) 生活保護基準の 1.5 倍に係る予算額は。</p> <p>(2) 眼鏡など新たな補助対象の考えは。</p> <p>(3) コロナなど家計急変世帯に対し就学援助などの利用について丁寧に周知が必要であり対応は。</p> <p>(4) 2021 年の税制改定で、所得控除が 10 万円減額となった。これによって一昨年までは認定された世帯が昨年は認定されない事例が全国的にあるが町の状況と対応は。</p> |
|-------------------|--|

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。